

歯科器械の電気的安全性評価及び物理的・化学的評価の基本的考え方

1. 目的

本文書は、歯科用医療機器のうち歯科器械に必要な電気的安全性評価及び物理的・化学的評価の評価項目及び試験方法を示し、平成17年厚生労働省告示第122号「薬事法第41条第3項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準」（以下「基本要件基準」という。）に対する歯科器械の適合性の評価に関する基本的考え方を示すものである。

2. 適用範囲

本文書は、薬事法第2条第4項で定められた医療機器のうち、歯科器械に適用する。

3. 定義

本文書で用いる用語の定義は、次による。

3.1 歯科器械

有資格者が歯科診療及びその関連処置、又はそのどちらかに用いるために、特別に製作された器具、機械及び装置又はそれらの組合せをいう。

なお、歯科用メッキ装置等の材料を必須構成品とする場合がある。

また、歯科矯正用器材、ダイヤモンドバー、技工用スチールバー等の有資格者が用いる成形品を除く。

3.2 医用電気機器

患者を診断、治療又は監視することを意図した、次の機能をもつ機器をいう。

- － 患者と物理的又は電気的な接触をもつ、及び／又は
- － 患者にエネルギーを与えるか又は患者からエネルギーを受け入れる、及び／又は
- － 患者に与えるか又は患者から受け入れるエネルギーを検出する。

機器には、機器の正常な使用を可能にするために必要な、製造販売業者が指定するそれらの附属品を含める。

なお、特定の電源（商用）へ接続する場合には、その接続を1か所で行う。

3.3 医用電気機器非該当歯科用電気機器

歯科で用いる電気を利用する医療機器のうち、医用電気機器に該当しない機器をいう。

備考 歯科用アマルガム混こう器、歯科用印象材混こう器、歯科技工用重合装置、歯科技工用ポーセレン焼成炉等が該当する。

3.4 医用電気システム

次の接続によって、指定した機能をもつ、医用電気機器の組合せ又は医用電気機器と非医用電気機器との組合せをいう。

- － カプリング及び／又は
- － マルチタップ

3.5 情報技術機器

次の目的のために設計した機器をいう。

- a) 外部からデータを入力する（例えば、データ入力線又はキーボードを通じて）。
- b) 入力データについて何らかの処理を行う（例えば、演算、データ変換又は記録、ファイリング、分類、蓄積、データ伝送等）。
- c) データを出力する（他の機器への出力、又はデータ若しくは画像の再生によって）。

3.6 原材料

歯科器械の原材料又は製造工程（試験検査工程、滅菌工程を含む。）中で用いられる原材料のうち製品に残留するものをいい、合成又は天然高分子化合物、金属、セラミックス、その他の化学物質等をいう。

3.7 付帯的な機能

歯科器械が有する機能のうち、歯科器械の使用目的、効能又は効果に影響を与えることがない付帯的な機能であって、製造販売承認又は製造（輸入販売）承認を受けた既存の歯科器械においても同等の機能を有しているものをいう。

3.8 製品

製造販売業者から供給される歯科器械及び使用される状態の歯科器械をいう。

備考 使用開始前に組み立てる歯科器械（例えば、歯科用ユニット）、使用前に接続する附属品を含む歯科器械又は別に供給される医療機器を接続する歯科器械がある。

3.9 キット・セット

主要構成品及び関連構成品からなるものをいう。

備考 1. 主要構成品の外に、医療機器に該当する専用構成品（他の医療機器の構成品とならないものをいう。）を含む歯科器械が該当する。

例えば、メッキ装置と専用のメッキ液とからなる歯科用メッキ装置キット、専用の切削用粉末を構成品とする歯科用噴射式切削器が該当する。

2. 主要構成品の外に、他の医療機器に使用することがある構成品を含む歯科器械が該当する。

例えば、汎用の清掃用粉末である歯磨材を構成品とする電動式歯面清掃用装置が該当する。

3. 医療機器に該当するオプション機器を含む歯科器械が該当する。

例えば、オプションとして歯科用ガス圧式ハンドピース等を含む歯科用オプション追加型ユニットが該当する。

3.10 関連器材

主たる医療機器とともに用いる関連する材料・器材をいう。

備考 歯科印象採得用器材は、印象採得に使用する器具及び材料のうち、当該機器又は材料の一般的名称が定められていないものを総称する一般的名称である。

3.11 歯科用 X 線装置関連医療機器

歯科用 X 線装置、歯科用自動現像装置等の歯科用 X 線装置関連の医療機器をいう。

3.12 一般電気安全

電気を利用する歯科器械の安全性のうち、生物学的な安全性、電磁両立性を除くものをいう。

3.13 患者環境

患者とシステムの部分間又は患者とシステムの部分に接触している他の人のとの間に意図的な又は意図しない接触が生じる可能性がある空間領域をいう。

4. 電気的安全性評価の原則

- 1) 歯科器械の電気的安全性評価は、「JIS T 14971 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」に示されたリスク分析手法により実施されなければならない。歯科器械の電気的安全性評価は、意図する使用／意図する目的の効用に関する電気的特性、臨床使用における電気的安全性に関する特性等を明確にするために実施されなければならない。
- 2) 電気的安全性評価は、本文書によって実施された試験結果、関連の最新の科学文献等を踏まえて、リスクとベネフィットを考慮して、総合的に行う必要がある。
- 3) 電気的安全性評価は、教育・訓練が十分になされ、経験豊富な専門家によって行われなければならない。
- 4) 電気を利用するすべての機器は、一般電気安全について評価されなければならない。
 - ア) 医用電気機器については、「JIS T 0601-1 医用電気機器—第 1 部：安全に関する一般的要求事項」による。
 - イ) 医用電気システムについては、「JIS T 0601-1」のほか「JIS T 0601-1-1 医用電気機器—第 1 部：安全に関する一般的要求事項—第 1 節：副通則—医用電気システムの安全要求事項」による。
 - ウ) 医用電気機器非該当歯科用電気機器については、「JIS C 1010-1 測定、制御及び研究室用電気機器の安全性—第 1 部：一般要求事項」による。ただし、患者環境で用いられる機器については、「JIS T 0601-1」及び「JIS T 0601-1-1」による評価も必要となる。
 - イ) 医療機器に適用される個別 JIS で一般電気安全に係る評価項目及び試験方法が規定されている場合には、当該 JIS による。

備考 製品に適用される JIS がない場合には、「JIS T 0601-1」に含まれる機械的安全性に係る評価も行う。

- 5) 電気を利用するすべての機器は、電磁両立性（EMC）について評価されなければならない。
 - ア) 医用電気機器、医用電気システム、医用電気応用分野に用いる情報技術機器及び医用電気システムの一部分を形成する他のすべての機器の評価については、「JIS T 0601-1-2 医用電気機器—第 1 部：安全に関する一般的要求事項—第 2 節：副通則—電磁両立性—要求事項及び試験」による。
 - イ) 医用電気機器非該当歯科用電気機器の評価については、「JIS C 1806-1 計測・制御及び試験室使用の電気装置—電磁両立性要求事項—第 1 部：一般要求事項」による。

- 6) 以下の項目のいずれかに該当する場合には、電気的安全性評価を改めて行う必要があるが、試験の再実施、試験項目の追加の必要性については、十分に検討する。
- ア) 部品の規格が変更された場合
 - イ) 電気、電子回路又はソフトウェアが変更された場合
 - ウ) 使用前の組立て又は接続方法が変更された場合（電気的な接続を含む場合に限る。）
 - エ) 製品の使用目的に変更があった場合
 - オ) 不具合を起こすかも知れない知見が得られた場合

5. 物理的・化学的評価の原則

- 1) 歯科器械の物理的・化学的評価は、「JIS T 14971 医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用」に示されたリスク分析手法により実施されなければならない。歯科器械の物理的・化学的評価は、① 意図する使用／意図する目的の効用に関する物理的・化学的特性、② 臨床使用における物理的・化学的性能、③ 力学的安全性に関する特性、④ 電気的安全性及び生物学的安全性に影響する物理的・化学的特性等を明確にするために実施されなければならない。
- 2) 物理的・化学的評価は、本文書によって実施された試験結果、関連の最新の科学文献等を踏まえて、リスクとベネフィットとを考慮して、総合的に行う必要がある。
- 3) 物理的・化学的評価は、教育・訓練が十分になされ、経験豊富な専門家によって行われなければならない。
- 4) 以下の項目のいずれかに該当する場合には、物理的・化学的評価を改めて行う必要があるが、試験の再実施、試験項目の追加の必要性については、十分に検討する。

 - ア) 原材料の供給元又は規格が変更された場合
 - イ) 原材料の種類若しくは配合量、製造工程、製品の滅菌方法又は一次包装（滅菌包装）形態が変更された場合
 - ウ) 使用前の組立て又は接続方法が変更された場合
 - エ) 保存中に、製品に変化があった場合（例えば、部品の材質変化）
 - オ) 製品の使用目的に変更があった場合
 - カ) 不具合を起こすかも知れない知見が得られた場合

6. 電気の安全性に係る評価項目及び試験方法の選定

6.1 一般電気安全

- 1) 適用する「JIS T 0601-1 医用電気機器－第1部：安全に関する一般の要求事項」又は「JIS C 1010-1 測定、制御及び研究室用電気機器の安全性－第1部：一般要求事項」の規定に従い、当該機器に適用可能な評価項目及び試験方法を選定する。
また、医用電気システムでは、「JIS T 0601-1」のほかに「JIS T 0601-1-1」の規定にも従い、当該機器に適用可能な評価項目及び試験方法を選定する。
- 2) 歯科器械に引用又は参照される個別JISで、一般電気安全に係る評価項目及び試験方法が規定されている場合には、当該JISに従う。

備考1. 「JIS T 0601-1」で規定されている清掃・消毒・滅菌に係る評価項目は、機器の材料へ

の影響を含めて評価するため、物理的・化学的評価項目とし、一般電気安全の評価項目に含めない。

2. 「JIS T 0601-1」で規定されている機械的安全性に係る評価項目は、一般電気安全の評価項目に含める。
3. 外部機器との接続を意図する付帯的な機能を有する機器については、外部機器を含めた医用電気システムとしての電気的安全性を確保するために必要な接続可能な外部機器の条件を添付文書、取扱説明書等に示すことが望ましい。

6.2 電磁両立性 (EMC)

- 1) 医用電気機器、医用電気システム、医用電気応用分野に用いる情報技術機器及び医用電気システムの一部分を形成する他のすべての機器の評価については、「JIS T 0601-1-2 医用電気機器－第1部：安全に関する一般的要求事項－第2節：副通則－電磁両立性－要求事項及び試験」の規定に従い、当該機器に適用可能な評価項目及び試験方法を選定する。
- 2) 医用電気機器非該当歯科用電気機器の評価については、「JIS C 1806-1 計測・制御及び試験室使用の電気装置－電磁両立性要求事項－第1部：一般要求事項」の規定に従い、当該機器に適用可能な評価項目及び試験方法を選定する。

7. 物理的・化学的評価項目及び試験方法の選定

- 1) 一部の歯科器械については、必要な特性・機能に関する物理的・化学的評価項目及び試験方法が、JIS で規定されている。したがって、JIS に規定されている歯科器械の評価項目及び試験方法は、原則として該当する JIS の品質項目による。ただし、基本要件基準への適合を示すために、当該 JIS で規定されていない評価項目が必要な場合もある。
なお、JIS には、品質項目に規定されていない特性・機能に関する表示・記載に係わる項目もあり、それらも含める。

備考 製品に引用又は参照する JIS に電気的安全性に係る評価項目が規定されていることがあるが、物理的・化学的評価項目に含めない。

- 2) JIS に規定されていない歯科器械の評価項目及び試験方法は、用途、機能、構造等が同等又は類似する歯科器械（以下「同等品」又は「類似品」という。）の JIS、ISO 規格、承認審査に用いられる規格等又は既承認、既認証若しくは既届出品目の適切な「品目仕様」又は「規格及び試験方法」を参考にする。
なお、JIS の品質項目又は ISO 規格の要求事項に規定されていない特性に関する表示・記載に係わる項目に相当する事項については、歯科器械に応じて考慮する必要がある。

備考 EN 規格、ANSI/ADA 規格、ASTM、FDA ガイドライン・ガイダンス等が、承認申請時の品目仕様の設定根拠等として用いられている。

- 3) 薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「認証基準」という。）又は製造販売承認審査に用いる基準（以下「承認基準」という。）に適合しない歯科器械について、上記で定めた評価項目又は試験方法を変更する場合には、その科学的妥当性を示さなければならない。

なお、承認基準は、既に技術基準が確立している範囲を対象として定められるため、上記で定めた評価項目及び試験方法の一部を採用せず、また、新たな評価項目及び試験方法を採用することがある。

- 4) 歯科器械の物理的・化学的評価項目は、表1に示した評価項目からなる。

なお、特有の原理・特性を有する歯科器械又は表1の評価項目では特性を表すことが困難な歯科器械には、表1以外の評価項目を適用する場合がある。表1以外の評価項目及びその試験方法は、専門家によって科学的根拠に基づいて選定され、かつ、適正に実施されなければならぬ。

備考 1. 評価項目は、歯科器械に適用されるJISの品質項目、ISO規格の要求事項及び品質に係る表示項目を参考とした。例えば、JIS T 5417「歯科用根管プラガ」では、耐熱性及び耐食性試験として煮沸消毒及び高圧蒸気滅菌を繰り返した後のさび、変色及び変形等の評価をおこなうので、耐消毒性及び耐滅菌性を評価項目とした。

2. 歯科器械のJIS及びISO規格では、機能等の項目の中で物理的・化学的評価を規定していることがある。例えば、歯科用吸引装置で引用される「JIS T 5801 歯科器械－吸引システム」の“5.3.1 口くう（腔）内吸引システム”で空気吸引量及び最低圧力が規定されている。

3. 減菌医療機器について無菌試験及びエンドトキシン試験を行うことがあるが、この試験は生物学的試験に属するため品質項目に含めなかった。

- 5) 評価項目を選定する上で、機能、構造等が類似する医科用医療機器との関係を考慮しなければならない歯科器械（歯科用X線装置関連医療機器等）については、評価項目を定めなかつた。当該歯科器械を表2に示した。

- 6) 医療機器としての有効性に係る評価方法が確立されていない歯科器械の場合には、本ガイドラインにおいて物理的・化学的評価項目を定めることができないので、基本要件基準への適合性を示すために必要な品質項目及び試験方法を定めて評価し、その妥当性を示さなければならぬ。

なお、品質項目を定めることができない歯科器械を表3に示した。

- 7) キット・セット及び関連器材については、その構成品ごとにそれぞれの評価項目及び試験方法を適用する。

ただし、引用又は参照するJIS若しくはISO規格にシステムとしての評価項目が規定されている場合には、その評価項目及び試験方法を適用する。

なお、キット・セット及び関連器材に属する一般的名称を表4に示した。

備考 構成品によっては、該当する一般的名称がなく、評価項目が規定されていないことがある。

- 8) 複数の使用目的を有する歯科器械については、各々の使用目的に応じた一般的名称の評価項目及び試験方法を適用する。

なお、複数の使用目的を有する多目的機器に属する一般的名称を表5に示した。

- 9) 歯科器械の使用目的、効能又は効果に影響を与えることがない付帶的な機能を有するものについては、当該機能が既に承認された機能に適合することを確認する。

なお、一般的名称ごとの付帯的な機能を附属書 1 に示した。

8. 評価項目及び試験方法

8.1 一般

- 1) 一般医療機器の物理的・化学的評価項目は、別表 1 (1-1～1-10) に示した評価項目からなる。
また、電気的安全性評価の要否を別表 1 に示した。
- 2) 管理医療機器の物理的・化学的評価項目は、別表 2 (2-1～2-9) に示した評価項目からなる。
また、電気的安全性評価の要否を別表 2 に示した。
- 3) 高度管理医療機器に属するすべての歯科器械は、評価項目を定めることができない品目である。
(表 3 を参照のこと。)
- 4) 医用電気機器の電気的安全性評価項目は、別表 3 (3-1～3-6) に示した評価項目からなる。
- 5) 医用電気機器非該当歯科用電気機器の電気的安全性評価項目は、別表 4 (4-1～4-7) に示した評価項目からなる。

備考 患者環境に設置される機器については、「JIS T 0601-1」及び「JIS T 0601-1-1」による評価も必要となる。

- 6) 選択適用する評価項目については、採否の妥当性を示さなければならない。
- 7) 別表 1～別表 4 に示した評価項目のみでは、基本要件基準への適合を示すことができない場合には、別の品質項目及び試験方法を定めて評価し、その妥当性を示さなければならない。
- 8) 別表 1～別表 4 の品目の記載は、平成 17 年 3 月 11 日付薬食発第 0311005 号医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（告示）の施行について」（以下「医療機器一般的名称通知」という。）の別添 CD-ROM に記載された一般的名称を、用途等によって並び替えた順序とした。

8.2 評価項目

- 1) 別表 1～別表 4 に示す評価項目は、医療機器の機能・特性及び電気的安全性を評価するために必要な品質項目と機能・特性に関連する表示項目からなる。

備考 表示することで保証される機能・特性のうち品質項目でないものを表示項目とするが、定格電源を含まない。例えば、歯科用エアスケーラの作動空気圧、空気消費量は表示項目とした。

- 2) 別表 1 及び別表 2 の評価項目の記載順序は、「歯科器械の物理的・化学的評価項目」（表 1）の分類の順序に、別表 3 の評価項目の記載順序は、「JIS T 0601-1」及び「JIS T 0601-1-2」の項目の順序に、別表 4 の評価項目の記載順序は、「JIS C 1010-1」及び「JIS C 1806-1」の項目の順序に従った。
- 3) 平成 22 年 12 月 31 日時点で有効な JIS 及び ISO・IEC 規格を引用又は参照した。

備考 JIS 及び ISO・IEC 規格は、改正があるので、最新版を調査して適用することが必要である。なお、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用する。

- 4) 複数の JIS 及び ISO・IEC 規格が該当する場合には、最新の規格を引用した。
- 5) 当該品目に適用できる JIS がある場合には、原則として JIS の品質項目及び機能・特性に関する表示・記載に係る項目を評価項目とした。
- 6) 当該品目に適用できる JIS があるが、基本要件基準への適合性を示すために必要な品質項目が規定されていない場合には、JIS の品質項目及び機能・特性に関する表示・記載に係る項目に加えて、基本要件基準への適合性を示すために必要な評価項目を追加した。

備考 歯科用根管口拡大ドリルに適用できる「JIS T 5217-2 歯科用根管器具—第2部：エンラージャ」には、滅菌にかかる要求事項がない。このため、評価項目に“耐滅菌性”を追加して、「JIS T 5217-2」を参考規格とした。

- 7) 当該品目に適用できる ISO・IEC 規格、承認審査に用いられる規格等がある場合には、当該規格等の要求事項を品質項目とし、機能・特性に関する表示・記載に係る項目を評価項目とした。なお、適用できる JIS がある場合には、5) により評価項目を選定した。

備考 EN 規格、ANSI/ADA 規格、ASTM、FDA ガイドライン・ガイダンス等が、承認申請時の品目仕様の設定根拠等として用いられている。

- 8) 当該品目の同等品又は類似品に JIS、ISO・IEC 規格がある場合には、その品質項目を参考として評価項目とした。
- 9) 当該品目に適用又は参照する JIS、ISO・IEC 規格、承認審査に用いられる規格等がない品目については、既承認、既認証若しくは既届出品目の適切な「品目仕様」又は「規格及び試験方法」を参考として評価項目とした。
- 10) 複数の歯科器械を包括して規定する JIS 又は ISO 規格の場合には、一般的名称毎に適用される品質項目を識別し、評価項目とした。

備考 例えば、「JIS T 5701」を歯科用ユニット、歯科矯正用ユニット、歯科小児用ユニット及び可搬式歯科用ユニットに適用した。

- 11) JIS 又は ISO 規格の中で材質等により品質項目又は要求事項が指定されている場合には、材質等毎に適用する評価項目を記載した。

備考 歯科用ユニットは、歯科診査・治療用チェア、汎用歯科用照明器を含むことがあるので、ユニット、チェア、照明器毎に評価項目を記載した。

- 12) 適用する品質項目には“○”印を、特性等により選択適用する品質項目には“●”印を付して区別した。品質項目ではない表示項目については、適用する表示項目には“△”印を、材料特性等により選択適用する表示項目には“▲”印を付して区別した。また、別表の脚注で選択適用する基準を示した。品目に引用する JIS 又は参考する JIS 若しくは ISO 規格を優先的に適用する一般電気安全に係る品質項目には“□”印を、表示項目には“◇”を、機能等により選択適用する品質項目には“■”印を、選択適用する表示項目には“◆”を付して区別した。例えば、歯科多目的治療用モータの“オートリバース機構”については、同機構を有する場合に適用する品質項目とした。

なお、使用目的、材料特性等により選択適用する評価項目については、その採否の妥当性を示さなければならない。

備考 1. 個別規格が引用される品目的一般電気安全の評価項目については、個別規格で引用している評価項目の一部のみを適用する。

例えば、「JIS T 5701」を引用する歯科用ユニットでは、“あふれ、こぼれ、漏れ、湿気、液体の浸入、清掃、滅菌、消毒及び適合性”のうち、「JIS T 5701」で引用している「JIS T 0601-1」の“44.3 こぼれ”、“44.4 漏れ”及び“44.6 液体の浸入”を適用する。

2. 医用電気システムでは、「JIS T 0601-1」のほかに「JIS T 0601-1-1」の評価項目が適用されることがある。例えば、歯周ポケット測定器では、「JIS T 0601-1-1」の“3.201 システムに関する一般的な要求事項”が適用されるので、“3. 一般的な要求事項”に“○”を付した。

13) JIS 又は ISO 規格で規定される“設計”、“一般的デザイン”等については、その内容に従つて、該当する評価項目とした。例えば、「JIS T 5701 歯科用ユニット—一般的な要求事項及び試験方法」の“5.1.1 設計”で規定される評価項目を“表面状態”及び“接続性”とした。

14) 構造、機能、材質又は用途に応じて評価項目が指定されている歯科器械については、該当する構造、機能、材質又は使用目的に応じた評価項目とした。

また、複数の一般的な名称に該当する使用目的を有する歯科器械については、各々の使用目的に応じた一般的な名称の評価項目を適用した。

なお、評価項目の適用についての妥当性を示さなければならない。

備考 1. 歯科用多目的超音波治療器では、歯垢・歯石除去機能、根管拡大機能、根管充填機能、根管長測定機能等を有するので、それぞれの機能に応じた評価項目とした。なお、根管長測定機能については、歯科用根管長測定器の評価項目を参照した。

2. 歯科用吸引装置では、歯科用吸引装置ポンプを吸引源とする口腔内用及び口腔外用、並びに吸引ポンプを内蔵する自立型の構造・使用目的が異なるものがあるので、口腔内用と口腔外用とに応じた評価項目とした。なお、吸引ポンプに係る評価項目については、選択適用する項目とした。

8.3 評価項目についての留意事項

- 1) 別表 1 及び別表 2 で指定される評価項目のみでは、基本要件基準への適合を示すことができない場合もあるので、当該歯科器械の使用目的等を十分考慮して評価項目を検討する必要がある。
- 2) 構成品を特定できないキット・セット及び関連器材については、別表 1 及び別表 2 から除外した。また、複数の使用目的を有する歯科器械において、評価項目を特定できない使用目的については、別表 1 から除外した。
- 3) 歯科器械のキット・セットについては、各構成品目が該当する一般的な名称の評価項目を適用する。
- 4) 関連器材については、歯科器械に該当する各構成品が該当する一般的な名称の評価項目を適用

する。なお、歯科材料に該当する構成品については、平成24年3月1日付薬食機発0301第5号医療機器審査管理室長通知「歯科材料の製造販売承認申請等に必要な物理的・化学的評価の基本的考え方について」に従い、該当する一般的名称の歯科材料の評価項目を適用する。

備考 構成品によっては、該当する一般的名称がなく、評価項目が規定されていないことがある。

- 5) 複数の使用目的を有する歯科器械については、各使用目的が該当する一般的名称の評価項目を適用する。
- 6) 寸法等が異なるが形状と材料を同じくする一連の製品を有する場合においては、最も条件の厳しい場合や最大・最小寸法の場合等について試験すれば一連の製品の全てについて安全性や有効性が担保できることを示すことにより、その試験結果をもって一連の製品の全てについての評価とすることができます。また試験での試料数については、製品のばらつきの度合いにもとづき安全性や有効性が担保できるように決定する。ただし、引用又は参照する規格で指定された種類等を表示する場合には、当該規格に基づいて試験する必要がある。

8.4 試験方法

- 1) 当該品目に引用又は参照するJIS又はISO・IEC規格に品質項目及び試験方法が規定されている場合には、規定されている試験方法を用いる。
- 2) 当該品目に引用又は参照するJIS又はISO・IEC規格に品質項目は規定されているが、その試験方法が規定されていない場合には、同等品のJIS又はISO・IEC規格の試験方法等を参考とし、試験方法を採用する科学的妥当性を示さなければならない。
- 3) 当該品目に引用又は参照するJIS又はISO・IEC規格がない場合には、類似品のJIS又はISO・IEC規格の試験方法等又は既承認、既認証若しくは既届出品目の適切な「規格及び試験方法」を参考とし、試験方法を採用する科学的妥当性を示さなければならない。

備考 製造販売承認、同認証又は同届出品目の「規格及び試験方法」は、製造販売承認申請書、製造販売認証申請書又は製造販売届書の品目仕様欄に記載される品質、性能及び機能に関する事項をいう。

- 4) 表示項目の試験方法は、引用若しくは参照するJIS又はISO・IEC規格に規定されていないので、同等品のJIS又はISO・IEC規格の試験方法等を参考とし、試験方法を採用する科学的妥当性を示さなければならない。

8.5 供試機器（試験用サンプル）

- 1) 当該品目に適用できるJISがある場合には、原則として当該規格で規定されている供試機器を用いる。
- 2) 当該品目に適用できるISO・IEC規格がある場合には、原則として当該規格で規定されている供試機器を用いる。
- 3) 当該品目の同等品にJIS又はISO・IEC規格がある場合には、当該規格で規定されている供試機器を参考とすることができるが、その採用についての科学的妥当性を示さなければならない。
- 4) JIS又はISO・IEC規格に規定されていない供試機器を用いる場合には、次による。

ア) 製造過程において材料が物理的・化学的に変化する場合には、製品、製品から切り出した試料、又は同じ条件で作成した模擬試験試料を用いて試験を行う必要がある。一方、製造過程において材料が物理的・化学的に変化しない場合には、製品又は原材料を試験用サンプルとして試験を行うことで差し支えない。製品の状態で試験用サンプルとするのが困難な場合には、製品と物理的・化学的特性が同等であることの科学的妥当性を説明できる材料を試験試料とすることができます。

- 備考 1. 使用開始前に組み立てる歯科器械（例えば、歯科用ユニット）、使用前に接続する附属品を含む医療機器又は別に供給される医療機器を接続する歯科器械の場合には、評価項目によっては組立て又は接続の前及び／又は後の状態で試験を行う必要がある。
2. 減菌されて供給される場合には、減菌後の製品で試験を行う必要がある。

8.6 評価項目及び試験方法の概要

歯科器械の物理的・化学的評価項目について、適用範囲及び試験方法の概要を附属書 2 に記載した。

なお、電気的安全性に係る評価項目及び試験方法は、適用する電気的安全性に係る JIS 又は品目に引用する JIS 若しくは参照する ISO・IEC 規格の規定に従う。

9. 参照する ISO 規格及び IEC 規格

平成 22 年 12 月 31 日時点で有効な歯科器械に関する ISO 規格、IEC 規格及び対応する JIS (IDT: 一致規格、MOD: 修正規格) を別表 5 (5-1, 5-2) に示した。DIS 又は FDIS を基に制定された JIS の場合には、“DIS” 又は “FDIS” として、同等性 (IDT、MOD) と区別して示した。

なお、医科用医療機器との関係で評価項目を定めない歯科用 X 線装置関連医療機器、電気手術器に係る規格は示さなかった。

- 備考 1. ISO 規格及び IEC 規格は、改正されることがあるので、最新版を調査して適用することが必要である。
2. 多くの ISO 規格及び IEC 規格は、JIS として発行されているが、ISO 規格又は IEC 規格が改正されても JIS が改正されるまでの間は、両者の内容が異なることがある。例えば、「JIS T 0601-1」の対応 IEC 規格 (IEC 60601-1:1988) は、2005 年に改正されている。
3. 歯科器械に適用する ISO 規格については、ISO 専門委員会 (TC 106, Dentistry) が、IEC 規格については IEC 専門委員会 (TC 62, Electrical equipment in medical practice、TC 87, Ultrasonics) が制定・改正を担当するが、IEC 専門委員会 (TC 65, Industrial-process measurement, control and automation、TC 66, Safety of measuring, control and laboratory equipment) が担当する電気的安全性評価の IEC 規格及び ISO 専門委員会 (TC 194, Biological evaluation of medical devices) が担当する生物学的安全性評価の ISO 規格も適用される。

10. 参照するその他の規格・基準

歯科器械の物理的・化学的評価項目の選定に際し、参考した JIS 及び ISO・IEC 規格以外の規格・基準を別表 5-3 に示した。

表1 歯科器械の物理的・化学的評価項目

A 外観・構造・材質評価	D 耐久性に係る評価	H 空気・水の量・圧力に係る評価
1 外観・構造	1 耐食性	1 給水・排水流量
2 形状	2 耐水性	2 空気吸引量
3 寸法	3 耐消毒性	3 空気消費量
4 表面状態	4 耐滅菌性	4 空気流量
5 材質・めっき品質	5 耐清掃・消毒性	5 作動圧力
6 識別性		6 作動空気圧
7 目盛りの精度	E 接続に係る評価	7 作動空気量
8 粒度	1 接続性	8 作動水圧
9 被膜厚さ	2 接続部適合性	9 水消費量
10 被膜密着性	3 接続・密封性	10 切削部冷却用水量
B 力学的評価	4 接続器に対する最大負荷能力	11 切削部冷却用空気量
1 硬さ	5 接続性能	12 モータ冷却用空気量
2 引張強さ	6 装着性	13 モータ冷却用空気圧
3 曲げモーメント	7 引抜力	14 最低圧力
4 装着トルク	8 挿入力	15 作動用空気の排気
5 緩みトルク	9 静的伝達力	16 吸引量
6 停止トルク	10 脱着性	17 吹付け圧力
7 最大荷重	11 軸特性	18 吹付け面積
8 ねじり抵抗	F 安全性に係る評価	J 使用性能に係る評価
9 柔軟性	1 溫度上昇	1 気水分離性能
10 耐圧性	2 可燃性	2 表示精度
11 結合強さ	3 解放機構	3 根管長測定精度
12 耐曲げ性	4 緊急停止性能	4 根管長表示精度
13 耐衝撃性	5 圧力開放機能	5 う蝕検出性能
14 耐圧縮性	6 圧力系の破裂耐性	6 モニタ画面画質
15 耐破壊・変形性	7 操作制御盤（誤操作防止）	7 モニタ画面解像度
16 耐崩壊性	8 安定性	8 歯垢・歯石除去性能
C 光学的評価	9 飛散防止	9 形成、切削・研削性能
1 光学的ひずみ	10 アラーム	10 根管拡大性能
2 照度	11 電圧調節性	11 根管充填性能
3 照度パターン	12 電流調節性	12 振動付与性能
4 色収差	13 出力電圧	13 切開・切除性能
5 色温度	14 出力電流	14 洗浄性能
6 パターン内の放射熱	15 加熱温度	15 歯面等清掃性能
7 影	G 回転・振動に係る評価	16 練和性能
8 鮮明さ	1 回転制御機能	17 キャリプレーション性能
9 放射発散度	2 回転速度	18 歯石歯垢検出性能
10 公称倍率	3 回転方向	19 注入性能
11 UV放射照度	4 振動数	20 イオン導入性能
12 平均演色評価数	5 振動停止力	
13 波長測定精度	6 振幅	
	7 ツイスト角度	
	8 偏心	

K 機能に係る評価

- 1 気密性
- 2 作動機能
- 3 スプレー性
- 4 固形物収集能力
- 5 オートリバース動作確認
- 6 オートストップ動作確認
- 7 スローグウン動作確認
- 8 センサ測定精度
- 9 センサ測定範囲
- 10 センサ感度
- 11 タッピング強さ
- 12 タッピング幅
- 13 最高温度
- 14 温度上昇率
- 15 温度設定
- 16 薬液の視認
- 17 プランジャー棒（押し棒）
- 18 吸引性
- 19 射出圧力
- 20 射出速度
- 21 真空到達度
- 22 金属融解速度
- 23 吐出量

M その他の評価

- 1 可動範囲
- 2 可動部分の距離
- 3 可動部分の保護
- 4 質量
- 5 取付け許容質量
- 6 把持性能
- 7 保持性能
- 8 操作性
- 9 騒音レベル
- 10 可搬性
- 11 水の浸入
- 12 プランジャー推進距離
- 13 出力周波数
- 14 出力波長
- 15 タイマー
- 16 質量減
- 17 水銀・合金残留

L 負荷能力評価

- 1 最大安全負荷能力
- 2 最大上昇負荷能力
- 3 負荷能力
- 4 最大移動量
- 5 無負荷回転速度

表2 医科用医療機器との関係で評価項目を定めない歯科器械

医療機器の区分	コード	一般的名称	認証基準 ¹⁾
管理医療機器	70002000	歯科集団検診用パノラマX線撮影装置	有
	37635000	アナログ式口内汎用歯科X線診断装置	
	37617000	デジタル式口内汎用歯科X線診断装置	
	37636000	アナログ式口外汎用歯科X線診断装置	有
	37667000	デジタル式口外汎用歯科X線診断装置	有
	37637000	アナログ式歯科用パノラマX線診断装置	有
	37640000	デジタル式歯科用パノラマX線診断装置	有
	37668000	アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	有
	37669000	デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	有
	37677010	頭蓋計測用X線診断装置	有
	37677020	頭蓋計測用一体型X線診断装置	有
	70004010	歯科用デジタル式X線撮影センサ	有
	70004020	パノラマ用デジタル式X線センサ	有
	70004030	頭蓋計測用デジタル式X線センサ	
一般医療機器	70728000	歯科水ライン用フィルタ	
	12740000	歯科用注射針	有
	31828000	歯科用X線ビームアライメント装置	
	70040009	歯科用デジタル式X線センサ	
	40898000	頭頸部画像診断・放射線治療用患者体位固定具	
	70035000	歯科用自動現像装置	
	40977000	スクリーン型歯科画像診断用X線フィルム	
	40978000	ノンスクリーン型歯科画像診断用X線フィルム	

1) 平成17年厚生労働省告示第112号「薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」に収載された基準

表3 評価項目を定めることができない歯科器械

医療機器の区分	コード	一般的な名称	備考
高度管理医療機器	70721000	歯科用多目的超音波治療・汎用電気手術組合せ機器	
	36193000	歯科用麻酔ガス送入ユニット	
	70641000	罹患者牙質除去機能付レーザ	
管理医療機器	31885000	回転式歯周用スケーラ	
	38597000	チェアサイド型歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニット	
	44015000	歯科用電動式ドリルシステム	
	70694000	歯科診療用電気エンジン及びエンジン用器具	
	40529000	電動式歯科根管拡大装置	
	70761000	歯科用メシキ装置キット	
一般医療機器	34935020	歯科用非電動診査・治療椅子	
	12352000	歯科用口腔内手術灯	
	70702000	歯科用顎関節音測定器	
	70734000	頭部顔面規格写真撮影装置	
	33203000	歯肉溝滲出液測定器	
	12304019	口腔洗净器	
	70174001	歯科根管内清掃器具	
	70722000	歯科インプラント補綴用器具	
	70754000	歯科技工用鋳造器関連器具	
	34713000	歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット	
	35869000	歯根膜内麻酔用注射筒	
	70387000	歯科用薬剤注入器	
	70682000	歯科用練成器具	
	38782000	歯科用充填・修復材補助器具	
	42338000	韌帯切開刀	
	70965001	歯科用インプラント手術器具	
	42334000	歯科用根管アブリケータ	
	42336000	歯科用根管ペーストキャリヤ	
	70687000	歯科用螺旋状除去器	
	42339000	歯根分離器	
	70685000	歯科用ドリル	
	31878011	歯科用ファイルラスプ	
	70713000	歯科根管内異物除去器具セット	
	38611009	歯科技工用エンジン	
	38611000	歯科技工用電気エンジン	
	38763009	歯科技工用エンジン向けモータ	
	38763000	歯科技工用電気エンジン向けモータ	
	34699000	歯科技工用モータ	
	34700000	歯科技工用ドリルリモートドライブハンドピース	
	70693000	歯科用電気エンジン及びエンジン用器具	
	37708000	歯科用ドリルリモートドライブ	

医療機器の区分	コード	一般的名称	備考
一般医療機器	12304030	電動式歯科用口腔洗浄器	
	70464000	歯科電動式洗浄器	
	31806009	歯面漂白用加熱装置	
	70707001	歯面清掃器	
	70712001	歯科根管材料加熱注入器	

表4 キット・セット及び関連器材

医療機器の区分	コード	一般的名称	備 考
高度管理医療機器	70909000	歯科用インプラントシステム	
	70721000	歯科用多目的超音波治療・汎用電気手術組合せ機器	清掃用粉末を含むものに限る。
管理医療機器	34991020	歯科用オプション追加型ユニット	
	70726000	可搬式歯科用オプション追加型ユニット	
	70719000	歯科用多目的超音波治療器	清掃用粉末を含むものに限る。
	70707012	電動式歯面清掃用装置	清掃用粉末を含むものに限る。
	70707022	能動型機器接続歯面清掃用器具	清掃用粉末を含むものに限る。
	70691000	歯科用噴射式切削器	切削用粉末を含むものに限る。
	70761000	歯科用メッキ装置キット	
	44406000	歯科用救急キット	
	70886000	歯科用印象材キット	
	70924000	歯科根管ポスト成形品キット	
一般医療機器	70713000	歯科根管内異物除去器具セット	
	70907000	歯科用研磨器材	
	70908000	歯科用研削器材	
	70887000	歯科印象採得用器材	
	16352000	歯肉圧排キット	
	11155020	歯科用ラバーダム防湿キット	
	70757000	歯科インプラント技工用器材	
	70754000	歯科技工用鋳造器関連器具	

表5 複数の使用目的を有する多目的機器

医療機器の区分	コード	一般的名称	備 考
高度管理医療機器	70721000	歯科用多目的超音波治療・汎用電気手術組合せ機器	
管理医療機器	70695000	歯科多目的治療用モータ	
	70719000	歯科用多目的超音波治療器	
	38347000	歯科用電動式ハンドピース	
	40958032	歯科用空気駆動式ハンドピース	
	70692000	ストレート・ギアードアングルハンドピース	
	70704000	歯科用エアスケーラ	
	70691000	歯科用噴射式切削器	「切削」と「清掃・研磨」
	70461000	歯周ポケット洗浄プローブ	「洗浄」と「深さ計測」
一般医療機器	10082000	歯科用アマルガム混こう器	「アマルガム練和」と「セメント練和」

別表 1-1 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（歯科用ユニット関連）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	評価項目												○	○	○	○		
				電磁両立性 (注)	一般電気安全 (注)	外観・構造	寸法	表面状態	耐圧縮性	耐破壊・変形性	照度	色温度	色吸差	照度パターン	パターン内の放射熱	平均演色評価数	耐水性	耐滑掃・消耗性	可燃性	解放機構	緊急停止性能
12351000 汎用歯科用照明器	ユニットマウント式	(ISO 9680)	歯科患者用いす	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	天井(壁)つり下げ式			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	天井つり下げ走行式			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立式			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	天井埋め込み式			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34935010 歯科診査・治療用チェア	T 5602 歯科患者用いす	歯科用ユニット	ユニットマウント式	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。

コード	一般的な名称	評価項目											
		操作制御盤 (誤操作防止)	安全性	発散防止	最大上昇負荷能力	負荷能力	可動範囲	可動部分の距離	可動部分の保護	質量	取り付け許容質量	可搬性	水の侵入
12351000 汎用歯科用照明器	ユニットマウント式	(ISO 9680)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	天井(壁)つり下げ式		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	天井つり下げ走行式		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立式		●	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○
	天井埋め込み式		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34935010 歯科診査・治療用チェア	T 5602 歯科患者用いす	歯科用ユニット	ユニットマウント式	○	△	○	△	○	○	○	△	△	○

1) 可搬式のものに適用する。

別表 1-2 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（ハンドピース関連）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	電極回立性(注)		一般電気安全(注)		寸法		形状		表面状態		停止トルク		耐圧性		耐衝撃性		接触部適合性		操作性		引抜力		挿入力		静的伝達力		温度上昇		回転側機械		回転速度		回転方向		偏心		空気消費量		作動空気圧		作動空気量	
				電極回立性(注)	一般電気安全(注)	寸法	形状	表面状態	寸法	停止トルク	耐圧性	耐衝撃性	接触部適合性	操作性	引抜力	挿入力	静的伝達力	温度上昇	回転側機械	回転速度	回転方向	偏心	空気消費量	作動空気圧	作動空気量																				
70746000	歯科技工用電動式ハンドピース		(JIS T 5909) (JIS T 5907)			○	● ³⁾	○	○	○	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	● ⁴⁾	○																								
70745000	歯科技工用ガス圧式ハンドピース		(JIS T 5906)			○	● ³⁾	○	○	○	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
70747000	歯科技工用エアモータ ストレート・ギアード・アンダル ハンドピースとの一体型	エアモータ ストレート・ギアード・アンダル ハンドピースとの一体型	(JIS T 5907) (JIS T 5908)			○	● ³⁾	○	○	○	○	○	● ³⁾	● ³⁾			○	○	○	○	● ¹⁾ ● ⁴⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											

注：一般電気安全及び電磁両立性的評価項目は、別表4を参照のこと。

- 1) 回転運動のものに適用する。
- 2) チャック性能(ペーの引抜力、挿入力及び静的伝達力) の評価が不要なものを除く。
- 3) 引用又は参照するJISの規定による。
- 4) 回転方向の切り替え機能があるものに適用する。
- 5) メタ法を表示するものに適用する。
- 6) モータの冷却に空気を用いるものに適用する。

コード	一般的な名称	操作性		無負荷回転速度		モータ冷却用空気圧		モータ冷却用空気量		作動用空気の排気		切削部冷却用空気量		切削部冷却用水量		モータ冷却用空気量																		
		モータ冷却用空気圧	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量	モータ冷却用空気量			
70746000	歯科技工用電動式ハンドピース					● ⁵⁾	● ⁶⁾																											
70745000	歯科技工用ガス圧式ハンドピース	エアモータ	ストレート・ギアード・アンダル ハンドピースとの一体型	● ³⁾	● ³⁾																													
70747000	歯科技工用エアモータ ストレート・ギアード・アンダル ハンドピースとの一体型	エアモータ ストレート・ギアード・アンダル ハンドピースとの一体型	● ³⁾	● ³⁾																														

別表 1-3 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（診断用小器械関連）

○：適用する品質項目
 ●：選択適用する品質項目
 △：品質項目ではない表示項目
 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称(参照規格番号)	品質評価項目								
				一般電気安全(注)	電磁両立性(注)	外観・構造	材質・めつき品質	耐酸・鹼性	耐清掃・消毒性	装着性	モニタ画面画質	センサ測定精度
70700000	歯接着分析装置			○	○	○	○	○	● ¹⁾	● ²⁾	○	○
70699000	歯科用咬合力計			○	○	○	○	○	● ¹⁾	● ²⁾	○	○

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。

- 1) 装着性を有する装置に適用する。
 2) 口腔内粘膜に接触する部位が単回使用であるとき、又は単回使用のカバーを装着するときには適用しない。

別表1-4 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（診療用小器械関連：その1）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名(参考規格番号)	一般電気安全(注)		外観・構造		寸法		材質		表面状態		照度		放射発散度		耐消臭性		耐滅菌性		耐清掃・消毒性		接觸部適合性		接触・密封性		接着性		飛散防止		安定性		操作制御盤(操作盤)		モニタ画面画質	
				電磁両立性(注)	一般電気安全(注)																																
12304020	歯科用口腔洗浄器			○	○			○	● ¹⁾	○	● ¹⁾		○	● ¹⁾	○	○	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	○	○	○					
35775000	歯科重合用光照射器		(ISO 10650-1) (ISO 10650-2)	○	○			○	● ¹⁾	○	● ¹⁾		○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾	○	● ¹⁾					
70720000	歯科材料加温器					○	○			○	○			○	○			○	○																		
70179000	歯科用口腔内カメラ					○	○			○	○			○	○			● ¹⁾	● ¹⁾		● ¹⁾		● ¹⁾														
10082000	歯科用アマルガム混こう器	アマルガム練和 セメント練和	(ISO 7488)	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
35791000	歯科アマルガム用カプセル		(ISO 13897)			○		○																													

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3又は別表4を参照のこと。

- 1) 照明用のライトを有するものに適用する。
- 2) 加温用のヒーターを有するものに適用する。
- 3) 他の機器に接続するものに適用する。
- 4) 装着部を有する部分に適用する。ただし、単回使用のカバーを装着するときには適用しない。
- 5) 口腔粘膜に接触する部分に適用する。

コード	一般的な名称	水銀・合金残留		質量減		ダイマー		温度設定		最高温度		触和性脂	
		最高温度	水銀・合金残留	質量減	ダイマー	温度設定	最高温度	触和性脂	最高温度	水銀・合金残留	質量減	ダイマー	
12304020	歯科用口腔洗浄器												
35775000	歯科重合用光照射器			○	○								
70720000	歯科材料加温器												
70179000	歯科用口腔内カメラ												
10082000	歯科用アマルガム混こう器	アマルガム練和 セメント練和		○	○								
35791000	歯科アマルガム用カプセル			○	○								

（診療用小器械等）
歯科器械の物理的・化学的評価項目

△：適用する品質項目
○：適用する品質項目

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表4を参照のこと。

1) 動力を用いているものに適用する

1) 動力を用いているものに適用する。
2) アラーム又はタイマーを有するものに適用する。

別表 1-6 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（技工用機器関連）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称、	引用規格 (JIS)番号	引用規格名稱 (参照規格番号)	真空到達度																						
				電磁両立性(注)	材質・めつき品質	耐破壊・変形性	耐食性	接触性	装着性	安定性	飛散防止	アラーム	電圧調節性	電流調節性	回転制御機能	回転速度	偏心	表示精度	最高温度	温度上昇率	温度設定	水の浸入	射出圧力	射出速度	金属融解速度	
70739000	歯科技工用電気レーズ			○	○					○	○	● ¹⁾	○													
70740000	歯科技工用高速レーズ			○	○					○	○	● ¹⁾	○	○												
70741000	歯科技工用トリマ			○	○					○		● ¹⁾	○	○									○			
35762000	歯科技工用ボーセレン焼成炉			○	○																		○	○		
36180000	歯科技工用リング焼却炉			○	○																		○	○		
70749000	歯科技工用ヒーターブレス			○	○																		● ²⁾	○		
70750010	歯科技工用成型器			○	○																		● ³⁾	○		
70759000	歯科技工用セラミックス加熱加压成形器			○	○					○	○												● ⁴⁾	○		
70750020	歯科用電着型成型器			○	○					○	○												● ⁵⁾	○		
70753000	歯科技工用加熱焼成器			○	○					○	○												○	● ⁶⁾		
70751000	歯科技工用高周波焼成器			○	○					○	○												○	● ⁶⁾		
70752000	歯科技工用アーク焼成器			○	○					○	○												○	● ⁶⁾		
70748000	歯科技工用溶接ろう付器			○	○					○	○												● ⁷⁾	○		
35761000	歯科技工用重合装置			○	○					○	○	● ⁸⁾											● ⁹⁾	○		
70742000	歯科技工用真空搅拌器			○	○					○	○	● ¹⁰⁾		○									○	○		
70756000	歯科技工用加压埋没器									○	○	● ¹¹⁾											● ¹²⁾	○		
70755000	歯科技工用金属表面加工器									○	○	○										○	● ¹³⁾			
70755009	歯科技工用金属表面处理器									○	○	○										● ¹⁴⁾	○			

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表 4 を参照のこと。

- 1) 回転制御機能があるものに適用する。
- 2) 表示機能を有するものに適用する。
- 3) 選択適用するものに適用する。
- 4) 接触する機能があるものに適用する。
- 5) アラーム機能があるものに適用する。
- 6) 加熱機能を有するものに適用する。
- 7) 射出機能を有するものに適用する。
- 8) 電流制御機能を有するものに適用する。
- 9) 加圧機能を有するものに適用する。

- 1) 回転制御機能があるものに適用する。
- 2) 表示機能を有するものに適用する。
- 3) 選択適用するものに適用する。
- 4) 接触する機能があるものに適用する。
- 5) アラーム機能があるものに適用する。
- 6) 加熱機能を有するものに適用する。
- 7) 射出機能を有するものに適用する。
- 8) 電流制御機能を有するものに適用する。
- 9) 加圧機能を有するものに適用する。

別表 1-7 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（器具関連その1）

○：適用する品質項目
 ▲：選択適用する品質項目
 ◎：品質項目ではない表示項目
 △：選択適用する表示項目
 ■：選択適用する品質項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	外観・構造	寸法	形状	表面状態	材質・めつき品質	識別性	目盛りの精度	硬さ	引張強さ	ねじり抵抗	曲げモーメント	耐曲げ性	結合強さ	光学的ひずみ	公称倍率	耐食性	耐消毒性	耐溶剤性	耐熱性	作動機能	
41861000	歯科用樹成充填形成器			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35785000	歯科用樹成充填物ペニッシャ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35794000	歯科用ワックス形状器			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37678000	歯科用根管スプレッダ	(JIS T 5416)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41876000	歯科用根管プラガ	ハンドル付型 フィンガー型	(JIS T 5417) (JIS T 5419)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42395000	歯科用オートマチックマレット			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31848000	歯周ポケットプローブ	(JIS T 5418)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35812000	歯科用探針	(JIS T 5402)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31776000	齒鏡	分割型(ミラー部)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	○
		分割型(ハンドル部)	(JIS T 5903)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ⁴⁾
		一体型		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	● ⁵⁾
70679000	歯科用貼薬針		(JIS T 5415)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
38530000	歯科用樹成へら			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
31904000	歯科用キュレット			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
35320000	歯科用スケーラ	(JIS T 5406)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
41660000	歯周用キュレット	(JIS T 5420)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											

- 1) 二体以上のものを一体成形したものに適用する。
 2) 接合部があるものに適用する。
 3) 凹面鏡に適用する。

- 4) 中空ハンドルに適用する。
 5) 繰返し使用するものに適用する。

別表 1-8 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（器具関連その2）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名稱 (参照規格番号)	外観・構造	寸法	形状	表面状態	材質・めつき品質	識別性	堅さ	曲げモーメント	ねじり抵抗	組合強さ	耐食性	耐消毒性	耐滅菌性	耐薬性	耐熱性	耐候性	接続部適合性	軸持性	作動機能	保持性能
35811000	歯科用エキスカベーダ		(JIS T 5404)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31908000	歯周用ホー			○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70683000	歯科用起子及び剥離子			○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16480000	歯科用エレベータ	T 5407	歯科用エレベータ一般的要求事項	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾
41865000	歯科用ブローチ ブローチホールダ		(JIS T 5217-1) (JIS T 5409)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41544000	歯肉切除メス		(JIS T 2107)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31876000	歯科用リーマ		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾ ● ³⁾ ● ³⁾	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31875001	歯科用根管リーマ		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾ ● ³⁾ ● ³⁾	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31878021	歯科用ファイル		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾ ● ³⁾ ● ³⁾ ● ³⁾	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31863000	歯科用辺縁仕上げファイル		(JIS T 5408)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37629000	歯科樹脂充填材用ファイル		(JIS T 5408)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35170000	歯科用マンドレル		(JIS T 5204) (ISO 13295)	○	○	○	● ⁶⁾	● ⁷⁾	● ⁶⁾	● ⁷⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41878000	歯科用根管ラスプ		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
357784000	歯科用クレンザ		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○	○
37434000	単回使用歯科用吸引カニ ニードル	減菌済 未滅菌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38759000	再使用可能な歯科用吸引カニニュー リ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70718000	歯科用注入器具			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 二体以上のものを一体成形したものに適用する。

4) 中空ハンドルに適用する。

5) 塩素鋼製には適用しない。

6) 参照するISO 13295の規定による。

7) 参照する規格で規定されるタイプ5のマンドレルに適用する。

8) 参照する規格で規定されるタイプ4のマンドレルに適用する。

9) 参照する規格で規定されるタイプ3のマンドレルに適用する。

別表 1-9 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（器具関連その3）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称(参照規格番号)	外観・構造	寸法	形状	表面状態	材質・めつき品質	硬さ	耐食性	耐消毒性	耐滅菌性	作動機能	吸引性	フランジ・ナット(新レバ)	保持性能
35696000	歯科用マルガムキャリヤ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16460000	歯科用マルガム充填器			○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	
35793000	歯科用マルガム形成器			○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	
70680000	歯科用充填器 ハンドインツルメント			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70681000	歯科用圧入充填器			○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	
35970011	歯科用シリンジ		(ISO 9997)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35970021	再使用可能な歯科用シリンジ		(ISO 9997)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35860000	歯科印像材用シリンジ		(ISO 9997)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16350000	歯科印像探得用トレー	T 5302	歯科印像用トレー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35969000	歯科麻酔用注射筒		(ISO 9997)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16195000	歯科用マトリックススパンド			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16370000	歯科用マトリックスウェッジ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33204000	歯科用マトリックスリティナ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31822000	歯科用歯肉はさみ		(ISO 7741)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31847000	歯科用金冠はさみ		(ISO 7741)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31813000	歯科咬合紙用ピンセット		(JIS T 5401)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31814000	歯科治療用ピンセット	T 5401	歯科用ピンセット——一般的要求事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15713000	歯科用骨鉗子		(JIS T 5410)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35532000	抜歯用鉗子	T 5410	抜歯かん(鉗)子——一般的要求事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

1) 二体以上のものを一体成形したものに適用する。

別表 1-10 一般医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（器具関連その4）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	外観・構造	寸法	形状	材質・めつき品質	目盛りの精度	硬さ	結合強さ	耐溶剤・変形性	耐消毒性	耐洗浄性	作動機能	把持性能
13380000	歯科用開創器			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	
70949000	歯科用開口器			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	
42340000	歯間分離器			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	
15712000	歯科用ラバーダムクリンプ	(JIS T 5301)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31849000	歯科用ラバーダムフレーム			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35553000	歯科用ラバーダムハンチ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35851000	歯科用ラバーダムクリンプ鉗子	(JIS T 5410)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
37413000	歯科矯正用結さつ器			○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	
31801000	歯科矯正用バンドツッシャ			○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	● ³⁾	● ³⁾	
70733000	齒列矯正用位置測定器具			○	○	○	○	● ⁴⁾	● ¹⁾	○	○	○	● ³⁾	● ²⁾	
311757000	齒列矯正用ヘッドギア			○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ²⁾	
41067000	齒列矯正用チンキャップ			○	○	○	○	○	○	● ¹⁾					
33209000	歯科矯正用ブライヤ	(JIS T 5410)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70760000	歯科技工用形成器具			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70935000	歯科技工用鉗子			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10201000	歯科技工用咬合器			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35700000	歯科用顎弓			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
42243000	歯科用フ拉斯コ			○	○	○	○	○	○	● ²⁾					
34705000	歯科技工用プレス			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

1) 二体以上のものを一体成形したものに適用する。
 2) 作動部を有するものに適用する。

3) 中空ハンドルに適用する。
 4) 目盛りを有するものに適用する。

5) 繰り返し使用するものに適用する。
 6) 繰り返し高級内に使用するものに適用する。

別表 2-1 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（歯科用ユニット関連）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	一般電気安全 (注)																
				外観・構造	耐圧縮性	量大荷重	表面状態	照度	色温度	色収差	照度パターン	熟バーン内の放射	耐清掃・消臭性	接觸性	太食荷能力	接続器に対する最	可燃性	解放機構	緊急停止性能	圧力開放機能
34991010	歯科用ユニット	ユニット	別記1	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
70723000	歯科矯正用ユニット	ユニット	JIS T 5602	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70724000	歯科小児用ユニット	ユニット	ISO 9680:1993	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16692000	予防歯科用ユニット	ユニット	別記1	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70725000	可搬式歯科用ユニット	ユニット	JIS T 5602	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	照明器	ユニット	ISO 9680:1993	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。

別表1：歯科用ユニット—一般的な要求事項及び試験方法

コード	一般的な名称	操作制御盤(操作)										可動部分の保護				水の浸入	
		操作防止	安定性	飛散防止	給水・排水流量	作動圧力	固体物収集能力	最大上昇負荷能力	最大安全負荷能力	可動範囲	可動部分の距離	質量	取り付け許容質量	可搬性			
34991010	歯科用ユニット	ユニット	○	△	△	○	△	△	△	△	○	○	○	○	△		
70723000	歯科矯正用ユニット	ユニット	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		
70724000	歯科小児用ユニット	ユニット	照明器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
16692000	予防歯科用ユニット	ユニット	別記1	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	
70725000	可搬式歯科用ユニット	ユニット	照明器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

別表 2-2 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（歯科用吸引装置関連）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	物理的・化学的評価項目										可燃性	
				寸法	外観・構造	電磁両立性(主)	一般電気安全(注)	表面状態	耐滑滑・潤滑性	耐熱性	接着性	空気吸引量	空気流量	最低圧力	
34859000	歯科用吸引装置	T 5801	歯科器械一吸引システム	セントラル方式					● ¹⁾	● ²⁾	○	○	○	● ³⁾ ● ⁴⁾	○
				非自立式口腔外用					○	○	△	○	○	○	○
				自立式口腔内用					○	○	△	○	○	○	○
				自立式口腔外用					○	○	△	○	○	○	○
70727000	歯科用吸引装置ポンプ	T 5801	歯科器械一吸引システム						○	○	△	○	● ¹⁾	● ²⁾ ○	● ³⁾ ● ⁴⁾

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表 3 を参照のこと。

- 1) 脱滑滑性のみを適用する。
- 2) フィルタが含まれるものに適用する。
- 3) 「気水分離器」が含まれるものに適用する。
- 4) 口腔内吸引システムに適用する。
- 5) 可燃式のものに適用する。

別表 2-3 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（ハンドピース関連）

○：適用する品質項目
●：選択適用する品質項目
△：品質項目ではない表示項目
▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名(参照規格番号)	電磁両立性(達)	寸法	形状	表面状態	停止トルク	耐圧性	耐衝撃性	耐清掃・消毒性	接続部適合性	アーム	温度上昇	回転制御機能	回転速度	回転方向	振動数	振幅	ツイスト角度	偏心	空気消費量	作動空気圧
38347000	歯科用電動式ハンドピース	T 5907 T 5909	別記1 別記2	○ ○ ○ ● ¹⁰ ○																			
70695000	歯科多目的治療用モータ	T 5909	別記2	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
70690000	歯科用電気回転駆動装置	T 5908	別記3	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
70689000	歯科用空気駆動式ハンドピース	T 5907 T 5908	別記1 別記3	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
40958032	歯科用空気駆動式ハンドピース	T 5906	別記4	○ ○ ○ ○ ▲ ¹⁰																			
40958000	歯科用ガス圧式ハンドピース	T 5906	別記1	○ ○ ○ ○ ▲ ¹⁰																			
70692000	ストレート・ギアードアンダルハンドピース	T 5907	別記1	○ ○ ○ ○ ▲ ¹⁰																			

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。

別記1：歯科用ハンドドビース-第2部：ストレート及びギアードアンダルハンドドビース

別記2：歯科用ハンドドビース-歯科用低電圧モーター

別記3：歯科用ハンドドビース-歯科用エアモーター

別記4：歯科用ハンドドビース-第1部：高速エアタービンハンドドビース

1) 回転運動のものに適用する。
2) チャック性能（バーの引張力、挿入力及び静的伝達力）の評価が不要なもの

を除く。

3) 引用又は参照するJISの規定による。

4) オートリバース動作があるものに適用する。

5) オートドスタンプ動作があるものに適用する。

6) スローダウン機能があるものに適用する。

7) アーム機能があるものに適用する。

8) 回転方向の切り替え機能があるものに適用する。

9) 減速が必要とする部分に適用する。

10) 可逆を表示するものに適用する。

11) 振動又は上下運動するものに適用する。

12) モータを空気で冷却するものに適用する。

13) 回転反復運動するものに適用する。

コード	一般的な名称	操作性	騒音レベル
38347000	歯科用電動式ハンドピース	スローダウン動作確認	○ ○ ○ ○ ○
70695000	歯科多目的治療用モータ	ストップ動作確認	○ ○ ○ ○ ○
70690000	歯科用電気回転駆動装置	リバース動作確認	○ ○ ○ ○ ○
70689000	歯科用空気駆動式ハンドピース	根管長表示精度	○ ○ ○ ○ ○
40958032	歯科用空気駆動式ハンドピース	モータ冷却用空気量	○ ○ ○ ○ ○
40958000	歯科用ガス圧式ハンドピース	作動空気量	○ ○ ○ ○ ○
70692000	ストレート・ギアードアンダルハンドピース	切削部冷却用空気量	○ ○ ○ ○ ○

別表 2-4 管理医療機器（診断用小器械関連）

○：適用する品質項目
●：選択適用する品質項目
△：品質項目ではない表示項目
▲：選択適用する表示項目

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。

別刷R1: FDA ガイダンス：Guidance for industry and FDA Staff Class II Special Controls Guidance Document: Dental Sonography

- 1) 滅菌を必要とする部分に適用する。
 - 2) テーブルトップタイプに適用する。
 - 3) 疾患、測定機能を有する表示機能付き装置に適用する。
 - 4) 脱着性を有する装置に適用する。
 - 5) 口腔内粘膜に接触する部位が単回使用であるとき、又は単回使用のカバーを装着するときには適用しない。
 - 6) モニタ画像を有するものに適用する。
 - 7) 装着部を有する装置に適用する。

別表 2-5 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（診療用小器械関連：その1）

○：適用する品質項目
 ●：選択適用する品質項目
 △：品質項目ではない表示項目
 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称(参照規格番号)	品質項目																										
				一般電気安全(注)	電磁両立性(注)	寸法	外観・構造	材質・めつき品質	耐圧性	放射効率度	耐食性	耐消毒性	耐清掃・消毒性	耐滅菌性	接続部適合性	挿入力	引抜力	装着性	電流調節性	操作制御盤(限)操作	防止	回転速度	振動数	回転温度	出力電流	出力電圧	安定性	操作制御盤(限)操作	吹付け面積	吹付け圧力
70710000	歯科用根管洗浄器			○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70716000	電熱式根管フライガ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70402000	歯科麻酔用電動注射筒		(ISO 9997)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70706000	歯科用両側性電気刺激装置		(JIS T 0601-2-10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70703000	歯科用イオン導入装置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70712009	歯科根管材料電気加熱注入器 ⁴⁾			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ⁵⁾	○	● ⁶⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70717000	歯面漂白用活性化装置			○	○	○	○	○	● ⁷⁾	○	○	○	○	○	● ⁸⁾	○	● ⁹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70707022	能動型機器接続歯面清掃用器具			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70707012	電動式歯面清掃用装置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。

- 1) 空気駆動のものに適用する。
- 2) 駆動部が回転するものに適用する。ただし、単回使用のカバーを装着するときには適用しない。
- 3) 減菌部を必要とするものに適用する。
- 4) ニードルを接続するものに適用する。
- 5) ガッターパーチャ等の根管充填材料の軟化・加熱に用いられるものに適用する。
- 6) タイマーを有するものに適用する。
- 7) 可視光線を利用するものに適用する。
- 8) 口腔粘膜に接触する部分に適用する。
- 9) 他の機器に接続するものに適用する。
- 10) 移動式のものに適用する。
- 11) 吸引機能を有するものに適用する。
- 12) 誤示機能付き装置に適用する。

コード	一般的な名称	品質項目												操作制御盤(限)操作	防止	回転速度	振動数	回転温度	被覆液の規格	最高温度	温度上昇率	注入性能	歯面等清掃性能	根管充填性能	量切削部冷却用空気	操作制御盤(限)操作	吹付け面積	吹付け圧力	示精度	切削部冷却用水量
		吸引性	被フランジナ排(押)し	無負荷回転速度	可動部分の距離	騒音レベル	タイマー	出力周波数	操作制御盤(限)操作	防止	回転速度	振動数	回転温度	被覆液の規格	最高温度	温度上昇率	注入性能	歯面等清掃性能	根管充填性能	量切削部冷却用空気	操作制御盤(限)操作	吹付け面積	吹付け圧力	示精度	切削部冷却用水量					
70710000	歯科用根管洗浄器	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
70716000	電熱式根管フライガ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70402000	歯科麻酔用電動注射筒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70706000	歯科用両側性電気刺激装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ⁴⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
70703000	歯科用イオン導入装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70712009	歯科根管材料電気加熱注入器 ⁵⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70717000	歯面漂白用活性化装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70707022	能動型機器接続歯面清掃用器具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70707012	電動式歯面清掃用装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

別表 2-6 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（診療用小器械関連：その2）

○：適用する品質項目
 ●：選択適用する品質項目
 △：品質項目ではない表示項目
 ▲：選択適用する品質項目

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称(参照規格番号)	振動付与性能										
				被膜密着性	緩みトルク	耐酸・耐水性	接觸部適合性	根管長表示精度	根管長測定精度	切削部冷却用水量	振幅	振动数	挿入力	引抜力
70719000	歯垢・歯石除去	T 5750	歯科用多目的超音波治療器及びチップ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	形成、切削・研削			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	根管拡大			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	根管充填			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	振動付与			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	根管長測定			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗净			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	切削・削除			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。
 1) コーティングされているものに適用する。
 2) オートストップ動作を有するものに適用する。
 3) ねじ込み式のみ適用する。

コード	一般的な名称	振動付与性能		
		振音レベル	オートストップ動作	洗浄性能
70719000	歯垢・歯石除去	○	○	○
	形成、切削・研削			
	根管拡大			
	根管充填			
	振動付与			
	根管長測定		●	○
	洗净			○
	切削・削除	○		

別表 2-7 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（診療用小器械関連：その3）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	空気消費量																	
				一般電気安全(注)	電磁両立性(注)	外観・構造	寸法	材質・めつき品質	粒度	被膜厚さ	被膜密着性	緩みトルク	装着トルク	耐溶接・変形性	接触部適合性	耐滑掃・消毒性	接続・密封性	回転側制御機能	回転速度	振動数	振幅
36047000	超音波歯周用スケーラ	T 5911	別記1	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	● ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○
	歯垢・歯石除去	T 5910	別記2	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	● ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○
70704000	歯科用エアスケーラ	(JIS T 5910)	(JIS T 5910)	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	● ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○
	形成、切削・研削	(JIS T 5910)	(JIS T 5910)	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	● ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○
	根管拡大	(JIS T 5910)	(JIS T 5910)	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	● ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗浄	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43076000	超音波歯科根管拡大装置			○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	● ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○
70705000	歯科用根管拡大装置			○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	● ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○
70691000	歯科用噴射式切削器			○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○ ¹⁾	○	○	○ ¹⁾	○	○	○	○	○

コード	一般的な名称	操作性	騒音レベル	注：一般電気安全及び電磁両立性の評価項目は、別表3を参照のこと。 別記1：歯科用ハンドピースー電動スケーラ及びスクエアラチップ 別記2：歯科用ハンドピースーエアスケーラ及びスクエアラチップ											
				無負荷回転速度	洗净性能	根管拡大性能	形成、切削・研削性能	歯垢・歯石除去性能	吹付け面積	吹付け圧力	切削部冷却用空気量	切削部冷却用水量	作動水压	作動空気压	水消費量
36047000	超音波歯周用スケーラ	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	歯垢・歯石除去	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70704000	歯科用エアスケーラ	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	形成、切削・研削	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	根管拡大	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗浄	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43076000	超音波歯科根管拡大装置														
70705000	歯科用根管拡大装置														
70691000	歯科用噴射式切削器														

別表 2-8 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（器具関連：その1）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格 (JIS)番号	引用規格名称 (参照規格番号)	外観・構造	形状	寸法	表面状態	材質・めつき品質	腐食性	耐消毒性	耐滅菌性	ねじり抵抗	曲げモーメント	接続部適合性	引抜力	軸特性	偏心
70688000	電動式歯科用螺旋状除去器		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾	○	○	○	○	○
70686000	歯科用根管口拡大ドリル		(JIS T 5217-2)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○
43311000	歯科用電動式ドリル		(JIS T 5217-2)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○
31875012	単回使用歯科用根管リーマ		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾	● ³⁾	○	○	○	○
31875022	電動式歯科用根管リーマ		(JIS T 5217-1)	○	○	● ⁴⁾	○	○	● ⁴⁾	○	○	● ³⁾	● ³⁾	○	○	○	○
31878022	電動式歯科用ファイル		(JIS T 5217-1) (別記1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○	○	○	○
31878012	単回使用歯科用ファイル		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ³⁾	● ³⁾	○	○	○	○
70965002	電動式歯科用インプラント手術器具		(JIS T 5417) (JIS T 5217-2)	○	○	○	○	○	○	○	○	● ⁷⁾	○	○	○	○	○
41539000	電動式歯科用歯内ベーストキヤリヤ		(JIS T 5217-1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ⁵⁾	○	○
70317000	歯科用吸引管			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● ²⁾	○	○
35970022	単回使用歯科用シリソシジ	滅菌済 未滅菌			○	○	○	○	○	○	○	● ⁶⁾					
35970012	振动型機器接続歯科用シリソシジ				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別記1：ANSI/ADA Specification No.101:2001 Root Canal Instruments: General Requirements

- 1) 刃部の長さが3mm以下のもの、作業部位の直径が1.1mm以上のものには適用しない。
 2) 感染防止のために指定する消毒又は滅菌方法に適用する。
 3) 引用又は参照するJISの規定による。
 4) 参照するJISで規定する種類が090~140のものには適用しない。
- 5) JISで規定する接続部形式2であり、針部全長が29 mmのものは適用しない。
 6) 接続部のあるものに適用する。
 7) 単回使用のものは除く。

別表 2-9 管理医療機器に属する歯科器械の物理的・化学的評価項目（器具関連：その2）

○：適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ▲：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用規格(JIS)番号	引用規格名称(参照規格番号)	外観・構造	形状	表面状態	材質・めつき品質	目盛りの精度	粒度	被膜厚さ	被膜密着性	耐食性	耐溶着性	耐潤滑性	耐蒸気性	接触部適合性	水消費量	吸引量	固体物収集能力
70460000	歯科用洗浄プローブ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70461000	歯周ポケット洗浄プローブ			○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○
70455000	歯科用骨粉吸集器	滅菌済 未滅菌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70711000	歯科根管内洗浄吸引乾燥装置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70714002	能動型機器向け歯科根管内清掃器具			○	○	○	○	● ²⁾	● ²⁾	● ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 1) 感染防止のために指定する消毒又は滅菌方法に適用する。
 2) コーティングされているものに適用する。
 3) ねじ込み式のみ適用する。

別表 3-1 医用電気機器に属する歯科器械の電気的安全性評価項目（一般電気安全：ユニット関連）

○：適用する品質項目 □：個別規格を引用し適用する表示項目 ◇：個別規格を引用し選択適用する表示項目
 ●：選択適用する品質項目 ■：個別規格を引用し選択適用する品質項目 △：品質項目でない表示項目 ▲：選択適用する表示項目 ◆：個別規格を引用し選択適用する表示項目

コード	一般的の名称	引用するJIS T 0601-1の章	構造及び配置											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
34991010	歯科用ユニット	T 5701	別記1	○	◇	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○
70723000	歯科矯正用ユニット	T 5701	別記1	○	◇	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○
70724000	歯科小児用ユニット	T 5701	別記1	○	◇	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○
16692000	予防歯科用ユニット	T 5701	別記1	○	◇	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○
70725000	可搬式歯科用ユニット	T 5701	別記1	○	○	○	○	○	○	○	○	● ¹⁾	○	○
34859000	歯科用吸引装置	T 5801	セントラル方式	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70727000	歯科用吸引装置ポンプ	T 5801	別記2	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12351000	汎用歯科用照明器			□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34925010	歯科診査・治療用チエア	T 5602	いす	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別記 1：歯科用ユニット—一般的な要求事項及び試験方法

別記 2：歯科器械—吸引システム

1) 懸垂機構を有する場合に適用する。

別表 3-2 医用電気機器に属する歯科器械の電気的安全性評価項目（一般電気安全：ハンドピース関連）

○：適用する品質項目
■：選択適用する品質項目

◇：個別規格を引用し適用する品質項目
△：品質項目ではない表示項目
◆：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用するJIS T 0601-1の章	引用するJIS T 0601-1の章											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
30347000	歯科用電動式ハンドピース	T 5907 T 5909	別記1 別記2	○ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
70695000	歯科多目的治療用モータ	(JIS T 5909)	○	○ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
70690000	歯科用電気回転駆動装置	T 5909	別記4	○	◇	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○
70689000	歯科用空気回転駆動装置ハンドピース	T 5908	別記3						■ ¹⁾	○	○	○	○	■ ¹⁾
40958032	歯科用空気駆動式ハンドピース	(JIS T 5907) (JIS T 5908)							● ¹⁾	○	○	○	● ¹⁾	
40958000	歯科用ガス圧式ハンドピース	T 5906	別記4						■ ¹⁾	○	○	○	○	■ ¹⁾
70692000	ストレート・ギアードアンダーハンドピース	T 5907	別記1						■ ¹⁾	■ ¹⁾			■ ¹⁾	

別記1：歯科用ハンドピース-第2部：ストレート及びギアードモーター

別記2：歯科用ハンドピース-歯科用低電圧モーター

別記3：歯科用ハンドピース-歯科用エモータ

別記4：歯科用ハンドピース-第1部：高速エタービンハンドピース

1) 照明用電源に適用する。

別表 3-3 医用電気機器に属する歯科器械の電気的安全性評価項目（一般電気安全：診断用小器械関連）

○：適用する品質項目
●：選択適用する品質項目

△：個別規格を引用し選択適用する品質項目
■：個別規格を引用し選択適用する表示項目
◆：選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用するJST T 0601-1の章	引用するJST T 0601-1の章									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
16355000	歯科用根管長測定器	T 5751	歯科用根管長測定器	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70626000	歯科用咬合音測定器		○ ¹⁾	△	○	○	○	○	○	○	○	○
70627000	歯周ポケット測定器		○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70628000	歯科用下顎運動測定器		○ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70701000	歯牙動揺測定器		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13187000	電気式歯齦診断器 (別記1)		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70180000	歯科診断用口腔内カメラ		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
33995030	電気式う触検出装置		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
33995020	光学式う触検出装置		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
33995010	光学的歯石歯垢検出器		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70700000	歯接触分析装置		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70629000	歯科用咬合力計		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○

別記 1 : JST T 0601-2-10 神経及び筋刺激装置の安全に関する個別要求事項

1) JST T 0601-1 の 3.201 システムに関する一般的な要求事項 を適用する。

別表 3-4 医用電気機器に属する歯科器械の電気的安全性評価項目（一般電気安全：診療用小器械関連：その1）

コード	一般的な名称	引用するJIS/T 0601-1の章	引用するJIS/T 0601-1の章									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			電源入力	環境条件	一般	試験に関する一般的な要求事項	一般的な要求事項	試験に関する一般的な要求事項	試験に関する一般的な要求事項	試験に関する一般的な要求事項	試験に関する一般的な要求事項	試験に関する一般的な要求事項
			引用する個別規格番号	（参照規格番号）								
36047000	超音波歯周用スケーラ	T 5911 別記1	○	■ ¹⁾	□	□	□	□	□	□	□	■ ¹⁾
70704000	歯科用エアスケーラ	T 5910 別記2	■ ¹⁾		□	□	□	□	□	□	■ ¹⁾	■ ¹⁾
70719000	歯科用多目的超音波治療器	T 5750 (別記3)	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
43076000	超音波歯科根管拡大装置		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70705000	歯科用根管拡大装置		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70716000	電熱式根管プラガ		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
70402000	歯科麻酔用電動注射器	(ISO 9997)	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70706000	歯科用両側性筋電気刺激装置	(別記4)	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70703000	歯科用イオン導入装置		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70712009	歯科根管材料電気加熱注入器		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70717000	歯面漂白用活性化装置		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
70691000	歯科用噴射式切削器		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○

別記1：歯科用ハンドピース—電動スケーラ及びスケーラチップ

別記2：歯科用ハンドピース—歯科用エアスケーラ及びスケーラチップ

別記3：歯科用多目的超音波治療器及びチップ

別記4：JIS T 0601-2-10 神経及び筋肉刺激装置の安全に関する個別要求事項

1) 照明用電源に適用する。

2) チップ交換工具のあるものに適用する。

3) 電気を用いるもの、又は該当するものに適用する。

○：適用する品質項目 △：個別規格を引用し適用する品質項目 ■：選択適用する品質項目 ●：選択適用する品質項目 ▲：品質項目ではない表示項目 ◇：個別規格を引用し選択適用する表示項目

別表 3-5 医用電気機器に属する歯科器械の電気的安全性評価項目（一般電気安全：診療用小器械関連：その2）

○：適用する品質項目 □：個別規格を引用し適用する品質項目 △：品質項目ではない表示項目 ■：選択適用する品質項目 ▲：個別規格を引用し選択適用する品質項目 ◆：個別規格を引用し選択適用する表示項目

コード	一般的な名称	引用するJIS T 0601-1の章	構造及び配置											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	引用する規格番号 (JIS番号)	一般的な要求事項	試験に関する一般的な要求事項											
70707022	能動型機器接続歯面清掃用器具	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾
70707012	電動式歯面清掃用装置	○	○	▲ ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70710000	歯科用根管洗浄器	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12304020	歯科用口腔洗浄器	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35775000	歯科用混合用光照射器	(ISO 10650-1)	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70179000	歯科用口腔内カメラ	(ISO 10650-2)	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 照明用電源に適用する。

2) 電気を用いるもの、又は該当するものに適用する。

別表 3-6 医用電気機器に属する歯科器械の電気的安全性評価項目（電磁両立性）

○：適用する品質項目 □：個別規格を引用し適用する品質項目
 ■：選択適用する品質項目 ■：個別規格を引用し選択適用する品質項目

コード	一般的な名称	引用するJIS T 0601-1-2の項目				イミッショニ	過渡現象
		ミシシヨン無線周波（RF）エ	低周波エミシヨン	静電気放電（ESD）	放射無線周波電磁界		
34991010	歯科用ユニット	○	○	○	○	○	○
16692000	予防歯科用ユニット	○	○	○	○	○	○
70723000	歯科矯正用ユニット	○	○	○	○	○	○
70724000	歯科小児用ユニット	○	○	○	○	○	○
70725000	可動式歯科用ユニット	○	○	○	○	○	○
34859000	歯科用吸引装置	○	○	○	○	○	○
70727000	歯科用吸引装置ポンプ	○	○	○	○	○	○
12351000	汎用歯科用照明器	○	○	○	○	○	○
34935010	歯科診査・治療用チェア	○	○	○	○	○	○
38347000	歯科用電動式ハンドピース	○	○	○	○	○	○
70695000	歯科多目的治療用モータ	○	○	○	○	○	○
70696000	歯科用電気回転駆動装置	○	○	○	○	○	○
70692000	ストレート・ギアードアンダルハンドピース	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾
70689000	歯科用空気回転駆動装置	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾
40958032	歯科用空気駆動式ハンドピース	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾
40928000	歯科用ガス圧式ハンドピース	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾
16255000	歯科用根管長測定器	○	○	○	○	○	○
70696000	歯科用咬合音測定器	○	○	○	○	○	○
70697000	歯周ポケット測定器	○	○	○	○	○	○
70698000	歯科用下顎運動測定器	○	○	○	○	○	○

コード	一般的名称	引用する JIS T 0601-1-2 の項目		エミッション	イミュニティ
		低周波エミッション	過渡現象		
70710000	歯科用根管洗浄器	静電気放電 (ESD)	放射無線周波電磁界	○	○ ○ ○
35775000	歯科重合用光照射器	ラジオ周波 (RF) エミッション	○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
70179000	歯科用口腔内カメラ	○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

1) 照明用電源に適用する。 2) 電気を用いるものに適用する。

医療用電気機器の安全性評価項目（一般電気安全・診療小器械関連）

○：適用する品質項目
●：選択適用する品質項目

□：個別規格を引用し適用する品質項目
■：個別規格を引用し選択適用する品質項目

△：品質項目ではない表示項目
▲：選択適用する表示項目

◆：個別規格を引用し適用する表示項目
◆：個別規格を引用し選択適用する表示項目

◇：個別規格を引用し適用する表示項目
◆：個別規格を引用し選択適用する表示項目

卷之三

- 1) 電池式、電気式及び圧電式に適用する。
- 2) 外部回路に接触可能な部分を有するものに適用する。

3) 指定された実効電圧に該当する場合に適用する。
4) 機能目的の加熱部分を除く部分に適用する。

5) 該当する場合に適用する。

6) 電気式に適用する。